


収 支 報 告 書

令和 5年 5月 1日

堺市議会議長 様

議員氏名 瀧上 猛志 

(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	270,000	@270000円 × 1ヶ月 = 270,000 円
2 その他 (自己資金)	106,206	
収入合計	376,206	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
広 報 ・ 広 聴 費	105,864	105,864	
人 件 費	99,726	99,726	
事 務 ・ 事 務 所 費	170,616	64,410	
支 出 合 計	376,206	270,000	

令和5年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 淵上 猛志

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【事務・事務所費】 事務所の設置	4月1日～30日	堺市政に関する調査研究、市民意見の聴取、市民相談の場として、堺区新町2-4において事務所を借り上げた。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 洲上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
4/10	1		60,000	-60,000	事務所パソコン代	⑨	
4/10		270,000		210,000	政務活動費4月受け入れ		
4/13	2		40,000	170,000	イラストMAP・相関図追加修正費	⑦	
4/13	3		62,920	107,080	議会活動報告32号配布代	⑦	
4/14	4		200	106,880	駐車代（市政相談）	⑦	
4/14	5		28,350	78,530	事務所駐車場代（4～6月分）	⑨	
4/14	6		74,250	4,280	事務所家賃（4～6月分）	⑨	
4/14	7		52,398	-48,118	事務員給与 ■■■■3月分	⑧	
4/14	8		47,328	-95,446	事務員給与 ■■■■3月分	⑧	
4/19	9		2,044	-97,490	ガソリン代	⑦	
4/19	10		3,254	-100,744	事務所ネット通信費	⑨	
4/24	11		1,650	-102,394	事務所コピー機コピー代	⑨	
4/24	12		200	-102,594	駐車代（市政相談）	⑦	
4/27	13		500	-103,094	駐車代（市政相談）	⑦	
4/30	14		3,112	-106,206	事務所電気代（4月分）	⑨	
月 計		270,000	376,206				
累 計		270,000	376,206	-106,206			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 瀧上 猛志

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED] 年	[REDACTED] 月	[REDACTED] 日
住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] 市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2022年 10月 1日 ~ 2023年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	12.5時間 / 週 (1日 6.25時間 × 2日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1092 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	50	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.25時間</u> (週勤務時間数) 12.5時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	交通費支給 ([REDACTED] 往復 600円)		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日生
現 住 所	堺市 	TEL

下記の条件で契約します。

雇用期間	2022年 10月 1日から 2023年 3月 31日まで
就業場所	堺市堺区新町2-4 小山電ビル2F-A1 ふちがみ猛志市政相談所
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時 30分から 午前・午後 4時 30分まで (うち休憩時間は午後0時から午後0時45分まで)
休 日	平日2日を勤務日とし、それ以外を休日とする (祝日、年末年始、夏期休暇あり)
給与(賃金)	時給 1092円
給与支払	毎月月末締め切り、翌10日払い
給与振込先	現金手渡し

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

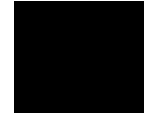
2022年10月 / 日

雇用者

湊上 猛志



被雇用者



参考様式第5号

出勤簿 (2023 年 3 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	09:30	17:45	07:30		休憩45分
2	木	09:30	18:15	08:00		休憩45分
3	金	09:30	17:45	07:30		休憩45分
4	土	09:30	18:15	08:00		休憩45分
5	日	09:00	12:15	03:15		在宅勤務
6	月	09:30	17:00	06:45		休憩45分
7	火	09:30	18:15	08:00		休憩45分
8	水	13:00	16:30	03:30		在宅勤務
9	木	09:45	17:30	07:00		休憩45分
10	金	14:00	17:00	03:00		在宅勤務
11	土	10:00	17:30	06:45		休憩45分
12	日	13:30	17:30	04:00		
13	月	09:30	17:45	07:30		休憩45分
14	火	09:30	17:30	07:15		休憩45分
15	水			00:00		
16	木	09:30	17:30	06:30		休憩1時間30分
17	金			00:00		
18	土	09:30	17:30	07:15		休憩45分
19	日	09:30	13:00	03:30		在宅勤務
20	月	09:30	17:00	06:45		休憩45分
21	火	09:30	16:45	06:30		休憩45分
22	水	09:30	18:00	07:45		休憩45分
23	木	11:00	17:00	06:00		
24	金	09:30	18:15	08:00		休憩45分
25	土	10:15	19:00	08:00		休憩45分
26	日	13:15	16:45	03:30		
27	月	09:30	19:00	08:00		休憩1時間30分
28	火			00:00		
29	水	10:00	18:30	07:45		休憩45分
30	木	09:00	12:15	03:15		
31	月	08:15	17:00	08:00		休憩45分
合計				178:45	0:00	
出勤日数				24		



雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日生
現 住 所	堺市	TEL [Redacted]

下記の条件で契約します。

雇用期間	2022年 10月 1日から 2023年 3月 31日まで
就業場所	堺市堺区新町2-4 小山電ビル2F-A1 ふちがみ猛志市政相談所
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時 30分から 午前・午後 4時 30分まで (うち休憩時間は午後0時から午後0時45分まで)
休 日	平日2日を勤務日とし、それ以外を休日とする (祝日、年末年始、夏期休暇あり)
給与(賃金)	時給 1092円
給与支払	毎月月末締め切り、翌10日払い
給与振込先	現金手渡し

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

2022 年 10月 / 日

雇用者

渊上 猛志



被雇用者



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 淵上 猛志

ふりがな	[REDACTED]	
被雇用者の氏名	[REDACTED]	
生年月日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日	
住所	〒 [REDACTED] 埼玉県 [REDACTED]	
雇用期間 (雇用開始日)	2022年 10月 1日 ~ 2023年 3月 31日	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他 (派遣等)	
勤務時間数	12.5 時間 / 週 (1日 6.25 時間 × 2日 / 週)	
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1092 円
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動	
按分	50	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.25 時間 (週勤務時間数) 12.5 時間
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。	
備考	交通費支給 ([REDACTED] 往復 420 円)	

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動 + 後援会活動	1 / 2
政務活動 + 後援会活動 + 政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

参考様式第5号

出勤簿 (2023 年 3 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水					
2	木	09:30	17:15	07:00		休憩45分
3	金					
4	土	16:00	18:45	02:45		
5	日	09:00	17:45	08:00		休憩45分
6	月	09:30	17:00	06:45		休憩45分
7	火	09:30	18:15	08:00		休憩45分
8	水	10:00	17:15	06:30		休憩45分
9	木	09:30	13:00	03:30		在宅勤務
10	金	09:30	17:45	07:30		休憩45分
11	土	09:00	17:15	07:30		休憩45分
12	日	14:00	17:00	03:00		
13	月					
14	火	09:30	17:15	07:00		休憩45分
15	水	09:30	17:15	07:00		休憩45分
16	木	09:30	17:00	06:45		休憩45分
17	金	13:30	17:30	04:00		
18	土	09:30	17:30	07:15		休憩45分
19	日	09:00	16:45	07:00		休憩45分
20	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
21	火	09:00	16:45	07:00		休憩45分
22	水	12:30	17:30	05:00		
23	木	09:30	17:15	07:00		休憩45分
24	金	09:30	16:45	06:30		休憩45分
25	土					
26	日	09:30	17:45	07:30		休憩45分
27	月					
28	火	09:30	17:45	07:30		休憩45分
29	水	09:00	12:00	03:00		
30	木	09:30	17:45	07:30		休憩45分
31	金	07:30	15:15	07:00		休憩45分
合計				163:45	0:00	
出勤日数				25		



参考様式第3号

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 淵上 猛志

管理責任者 (議員名)	淵上猛志		
事務所名	ふちがみ猛志を育てる会事務所		
所在地	〒590-0079 堺市堺区新町2-4 小山電ビル2F-A1 TEL 072 (320) 0103		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社小山電気商会)		
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	24㎡	賃借料	月額 49,500 円 (政務活動費充当額 24,750 円)
政務活動事務所として使用する割合	50%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 ㎡/延べ面積 (㎡) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間による 月 160 時間のうち 80 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・50% <input type="checkbox"/> 水道代・・・ % <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・50% <input type="checkbox"/> その他 ()・・・ %	
	駐車場 賃借料	50%	月額 18,900 円 (政務活動費充当額 9,450 円)
		【所在地】会館前モータープール (堺市堺区新町14-8内 XXXXXXXXXX)	
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃料改定の覚書

賃貸人 甲 株式会社小山電気商会 (以下、甲という) と賃借人 乙 淵上猛志 (以下、乙という)、平成 26 年 3 月 14 日付 (建物賃貸借) 契約書 第 3 条 (賃料) に関して以下のとおり、改定することに合意し、ここに覚書を交わした。

第 1 条 (改定の内容)

賃料 金 40,000 円/月

共益費 金 5,000 円/月

と改定する。

第 2 条 (改定の期日)

令和 2 年 7 月 1 日より、第 1 条の賃料に改定する。よって、令和 2 年 6 月末日を期限とする 7 月分賃料支払いから上記金額が適用される。

第 3 条 (原契約との関係)

本覚書は、原契約書と一体をなすものとする。

以上、甲乙丙の間で賃料改定に関して合意した証として、本書を 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ各 1 通を保有する。

令和 2 年 6 月 20 日

賃貸人 (甲) 住 所 堺市堺区新町 2 番 4 号
会社名 株式会社小山電気商会
氏 名 代表取締役 小山紘隆

賃借人 (乙) 住 所 堺市
氏 名 淵上 猛志

以 上

建物賃貸借契約書

(事業用)

平成 26 年 3 月 14 日

小山電ビル 2F-A1

有限会社 大和エステート

建物賃貸借契約書 (事業用)

賃貸人 株式会社 小山電気商会 を甲とし、賃借人 測上 雄志 を
 乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を
 締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物	
所在地	堺市堺区新町36番地・37番地
住居表示	堺市堺区新町2番4号
家屋番号	37番
建物名称	小山電ビル
構造	鉄筋コンクリート造 陸屋根
	()
床面積	約24 m ²
施工仕様	内外装仕様現状渡し
付属設備	共同トイレ・共同給湯室
付属施設	
付記事項	

※記入例→ 施工仕様…… 内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、
 冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等
 付属設備…… 給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、
 営業什器一式、クレーン、○○○機械設備一式 等
 付属施設…… 駐車場、車庫、自転車置き場、物置、専用庭、庭園 等

(2) 賃貸借契約期間および引渡し日

始期	および	引渡し日	
平成 26年	3月	14日	より
終期	平成 28年	3月	13日
			2年 間とする

(3) 賃料、共益費

金額	支払方法	振込による場合
月額	賃料、共益費を共に振込 による方法により、毎月末 日までに翌月分を先払い する。	三菱東京UFJ銀行 堺東支店 普通
金30,000円 (税別)		
月額		株式会社 小山電気商会
共益費		フリガナ カブ)コヤマデンキンショウカイ
金5,000円 (税別)		

(4) 敷金・礼金

礼金	円	解約時控除金	故意過失実費 円
----	---	--------	----------

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人 (社名・代表者)	住所 〒590-0079 堺市堺区新町2番4号 株式会社 小山電気商会	TEL 072-221-0025
管理人 (社名・代表者)	住所 〒	TEL

(6) 入居者

借借人 (本人)	氏名 淵上 猛志	商号・名称・営業種目・職業 竹山おさみ連合後援会	本人との関係、法人の場 地位(代表者、所長、管理 責任者、社員等)
家族又は従業員、 社員など本物件建物 内入居者 (多人数の場合はそ の他従業員○○名)等 記入			事務局長次長
(1)人			

(7) 連帯保証人

住所	堺市
氏名	年齢
職業	借主との関係

II. 契約条項

(目的および用途)

第1条 甲はその所有する標記物件(以下「本物件」という。)を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。

2. 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間および引渡し日)

第2条 賃貸借期間および引渡し日は、標記のとおりとする。

2. 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。

(賃料等)

第3条

賃料および共益費は、標記のとおりとする。

2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充てられる。

3. 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。

ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。

4. 1カ月に満たない賃料等は、1カ月を30日として日割り計算する。

5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近隣類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となつたとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となつたときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

第4条

乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。

2. 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により支払った保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。

ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期が到来した債務がある場合は、甲は、標記の解約時控除金とは別途に、標記保証金からこれらの債務金を控除することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなればならない。

3. 前項の解約時控除金は、本契約締結に際し、一時金として乙が負担すべき金額である。

4. 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金を相殺することはできない。

5. 乙は、この保証金に於ける返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金その他の債務の担保に供してはならない。

(本物件内の造作等)

第5条

乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。

2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議

苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならぬ。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条または前条に施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならぬ。

- (1) 本物件内の造作、間仕切、建具等の新増設または模様替え。
 - (2) 電灯の新増設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新増設、移転、変更等。
 - (3) 本物件の外表面（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示。
2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。
3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器具、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、乙の故意・過失により修理、取換の必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。
4. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならぬ。
5. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならぬ。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならず、また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

- 第10条 乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならぬ。
- (1) 乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
 - (2) 乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
 - (3) 標記に記載した入居者が変更のあるとき。
 - (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき。
 - (5) 1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。
 - (6) 本物件を毀損または滅失したとき。
 - (7) 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(承諾が必要な事項)

第11条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならぬ。

- (1) 大型金庫、大型書庫、ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2) 第5条（本物件内の造作等）または第6条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (2) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (3) 本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (4) 反社会的集団（暴力団、過激な集団等）と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること。
- (5) 本物件において犬、猫等動物の飼育すること。

(第三者同居の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保安、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合は事後速やかに乙に報告するものとする。

3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないうときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第3条の賃料等の支払義務
 - (2) 乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務
2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第1条の使用目的の遵守義務
- (2) 第11条（承諾が必要な事項）に規定する事項の遵守義務
- (3) 第12条（禁止事項）に規定する事項の遵守義務
- (4) 第13条（第三者同居の禁止）の遵守義務
- (5) その他本契約書に規定する乙の義務

(契約の終了)

第16条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物

件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
(2)法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第17条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の2ヵ月前までに甲に書面で予告しなければならぬ。
ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の2ヵ月分相当額を支払い即時解約することができる。
尚、解約月の賃料は日割りしないものとする。

(明け渡し)

第18条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならぬ。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならぬ。
2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の存するときは、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。
3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。
4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第19条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。
2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。

(雜則)

第20条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消費税)

第21条 乙は、第3条に定める賃料および共益費、第4条第2項の解約時控除金および第18条第5項の損害金について、消費税としてそれらの5%相当額を負担するものとする。
また消費税率に変動があった場合は、乙はその変動に伴い消費税相当額を負担するものとする。なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に標記の保証金と共に、甲に支払うものとする。

(協議事項)

第22条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約条項)

第23条 下記条項のとおりとする。

23条

抵当権設定の登記後に設定された賃貸借は、抵当権者に對抗し得ない。
競売手続きが開始する前から入居している賃借人は、明け渡し猶予期間が満了後6ヶ月間与えられる。

電気料金については毎月20日に貸主検針とし、電気代及びエアコン動力費用を翌月分賃料と併せて振り込むものとする。

本契約存続中は、管理会社指定の火災保険の加入・更新を条件とし、費用は賃借人負担とする。

保証金設定が無い為、第4条についての全支抹消

契約更新は2年毎とし、次回契約更新時の平成28年4月分賃料から賃料・共益費とは別に、セキュリティ費用として金3,000円(消費税別途)がかかるものとする。

保証会社加入免除に伴い、契約時に平成26年3月分日割り賃料・共益費及び4月分から8月分の賃料・共益費を事前に預かるものとする。借主は平成26年9月以降も当物件の賃借を継続する場合は、平成26年8月末日に9月分の賃料・共益費を貸主の指定口座に振り込み、以降当契約第3条に基づき賃料・共益費を支払うものとする。

平成26年4月1日より消費税が8%になります。(賃料:金30,000×8%=金2,400円・共益費:金5,000円×8%=金400円) 合計賃料:金37,800円 なお今後、消費税の改定があった場合、その税率に順じて支払うものとする。

以上

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

平成 26 年 3 月 14 日

Ⅲ. 大阪府暴力団排除条例に基づく特約条項

甲と乙は、大阪府暴力団排除条例(平成 23 年 4 月 1 日施行)第 19 条第 3 項で規定されている、不動産の譲渡等に関する措置等に係る内容を尊重し、その責務を果たすため以下のとおり合意する。

第 1 条 乙は、本契約に係る物件(以下「本物件」という)を自己または第三者をして、暴力団の活動拠点である施設または施設の区画された部分(以下「暴力団事務所」という)として使用してはならない。

第 2 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する行為を行った場合には、催告をすることなく本契約を解除することができる。

- (1) 第 1 条の義務に違背したとき。
- (2) 乙が、自己または第三者をして、本物件内および共用部分等に暴力団であることを感じさせる名称、看板、代紋、提灯等を提示したとき。
- (3) 乙が、自己または第三者をして、本物件内および共用部分等に反復継続して暴力団員を出入りさせたとき。
- (4) 乙が、自己または第三者をして、本物件内、共用部分およびその他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

第 3 条 乙は、前条に基づき本契約が解除されたときは、本契約第 18 条(明け渡し条項)が適用されることを確認する。

2. 乙は、甲が前条に基づき、本契約の解除権を行使するに際し、造作物等の買取請求、保存に要した費用および有益費の償還請求、その他一切の損害賠償請求をすることができない。

第 4 条 乙は、甲または媒介業者が行う、本契約に係る物件を自己または第三者をして、暴力団事務所として使用しないことに関する調査に協力し、甲または媒介業者が同調査に必要と判断する資料を提供しなければならぬ。

以上

甲(賃貸人)

住所 堺市堺区新町 2 番 4 号

氏名 株式会社 小山電気商会
(代表取締役 小山 真由)

乙(賃借人)

住所 堺市 界上 猛志
氏名 (印)

連帯保証人

住所 堺市 界上 猛志
氏名 (印)

この契約書は、宅地建物取引業法第 37 条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 大阪府知事(3)第 5.0.2.2.7

事務所所在地 堺市西区鳳町四丁目 6-1

商号(名称) 株式会社 稲井 功吉

代表者氏名 稲井 功吉

宅地建物取引主任者 登録番号 (大阪)第 [] 号

氏名 []

媒介業者

〒590-0078 堺市西区鳳町四丁目 6-1
073-431-1021

馬場建設株式会社

代表取締役 小川 恵司

(有限) 第 [] 号

誓 約 書

賃貸人 株式会社 小山電気商会 殿

下記不動産（以下「本物件」という）の賃貸借契約を締結するにあたり、大阪府暴力団排除条例（平成 23 年 4 月 1 日施行）（以下「条例」という）第 19 条に基づき、貸主が借主に
対し、本物件を暴力団事務所を使用しないことを確認するため、借主は下記のとおり誓約し、
本誓約書 2 通を作成し、署名押印の上、貸主および代理または媒介業者または各 1 通ずつ提出す
る。

記

借主は、条例第 19 条に基づき、借主または第三者をして、本物件を暴力団事務所として使
用しないことを誓約する。

所在地（住居表示） 堺市堺区新町 2 番 4 号
種 類 事務所

借 主 住 所 堺市
氏 名 津上 猛志

上記のとおり、代理または媒介業者は、条例第 20 条に基づき借主に対し本物件を暴力団事
務所に使用しないことを確認した。

代 理 住 所 堺市西区鳳東町 5 丁 4 5 6 番 1 号 アラビヤビル 2 F
また は 商 号 有限会社 大和エステート
媒介業者 代 表 者 福井 功吉

以上

※誓約書は、本書面と条例を一部抜粋した書面の 2 枚 1 組です。
両面印刷いただくか、左右に並べて印刷するなどしてご使用下さい。

◎大阪府暴力団排除条例 抜粋（平成 22 年大阪府条例第 58 号）

第五章 不動産の譲渡等に関する措置等

（不動産の譲渡等をしようとする者の買務）

第十九条 何人も、自己が譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする府の区域内に所在する不動産（以下「不動産」という。）が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならないものとする。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努めるものとする。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。

二 譲渡等をした不動産が暴力団事務所の用に供されることが判明したとき

は、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができること。

4 譲渡等をした不動産が暴力団事務所の用に供されることが判明した場合において、当該譲渡等をした者は、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すよう努めるものとする。

（不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者の措置等）

第二十条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等に係る契約の当事者の一方又は双方に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の必要な措置を講じなければならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該代理又は媒介に係る不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該不動産の譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

以上

増改築等承諾についてのお願い

賃貸人 株式会社 小山電ビル 2F-A1 殿

賃借人 住所 氏名 印

このたび、貴殿から私が賃借しました下記①の建物について、増改築または造作加工等を下記②、③の通り行いたいので、承諾願います。

記

①建物	所在地	
	種類構造 工事箇所	
②工事期間	年 月 日から	所要日数延べ 日間
③工事内容	別紙の通り (設計図添付)	

承諾書

上記について、承諾いたします。

(なお、

平成 年 月 日

賃貸人 住所 氏名 印

賃貸建物《 小山電ビル 2F-A1 》

賃貸人 株式会社 小山電気商会 殿

賃借人 住所 氏名 印

永上 猛 氏

鍵預かり書 (念書)

このたび、賃貸建物《 小山電ビル 2F-A1 》を賃借しましたが、
「入居使用」にあたり、同建物の鍵 個 (鍵 No.) を、本日、確かに受け取りました。
つきましては、後日、賃貸借契約解除によって私が同建物を退去する時まで、善良な管理者の注意をもって使用し、保管することとし、明け渡し時には、お預かり致しました鍵すべてを責任を持って貴殿に返還致します。

万一、鍵を紛失したときは、直ちに貴殿に届出ることとし、この場合私の費用負担で貴殿が錠前一式を取り替えられることを予め承諾致します。

また、鍵の複製が必要なきは、手持ちの鍵を提示のうえ貴殿にて複製していただくこととし、貴殿に無断で複製致しません。

以上のとおり鍵受取の証として念書します。

以上

解約通知書

通知年月日 年 月 日

賃貸人 株式会社 小山電気商会 殿
 物件名 小山電ビル (2階A-1号室)
 賃借人氏名 印

TEL

賃借人 年 月 日に明け渡すことを通知し、確実に履行することを確約致します。万
 は建物賃貸借契約を解約し、
 一明け渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延によって発生した損害
 は賠償致します。

※必ず、下欄の必要事項をご記入下さい。

明け渡し後連絡先	住所
預託保証金等	TEL
返戻金振込先	宛先名(フリガナ)
	金融機関名 銀行
	口座番号 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 No. 支店

解約通知及び連絡先

賃貸人 住所 大阪府堺市堺区新町2番4号
 氏名 株式会社 小山電気商会 TEL 072-221-0025

- (注1) この通知書は、明け渡し2ヵ月以上前に提出して下さい。
- (注2) 引越先未定の場合は、確定後で結構ですが、必ずお知らせ下さい。
- (注3) 物件内に所有物を残置されると、返還金の清算事務が遅れます。

駐車場賃貸借契約書

令和 2年 4月 1日

下記、署名甲乙当事者間において、次のとおり自動車駐車場使用に関する賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は、その所有する下記表示場所を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを買賃する。但し、甲は下記表示、乙使用駐車場区画を甲の都合により、任意に区画変更することができる。
名称 会館前モータープール 所在地堺市堺区新町 14-8 番地他、内 [REDACTED]
- 第2条 乙は、上記駐車区画を乙の使用する下記車両の駐車以外の目的で使用してはならない。但し、乙は、甲の承諾を得て、下記車両を変更することができる
車種 トヨタ アイシス 車両ナンバー [REDACTED]
- 第3条 賃貸借の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月末日までとする。但し、本契約期間満了の際、甲乙当事者間に異議がない場合、賃貸借期間を1年間と定め自動更新するものとする。
- 第4条 賃料は、毎月金 18,900 円(消費税込み)とし、乙は毎月20日から月末迄に甲、指定口座に送金し支払うものとする。それに伴う振込み手数料は、乙の負担とする。又、一厘でも指定期日を遵守しない場合、甲は乙に対し本契約解除を行うことができる。
- 第5条 保証金は、金 [REDACTED] 円とする。但し、本契約初年度満期終了の際、借主は、保証金を返還するものとする。
- 第6条 甲は、本駐車場使用中契約車両の盗難並び、積載物及びその関係者が天災、地震、火災、盗難、紛失、その他の事故等によって損傷又は滅失した場合、一切その責任を負わない。
- 第7条 乙は、賃借権の譲渡、駐車場の転賃、他人の車を駐車させる等の行為をしてはならない。
- 第8条 乙は、甲による旨の承諾を得ないで、駐車場の現状を加工、動作等の変更、新たな物件・設備の設置等、一切手を加えてはならない。又、乙使用区画内においても、契約車両以外、如何なる動産物の持ち込みも禁止する。
- 第9条 乙は、本駐車場内に火薬、爆、その他危険物、又は、臭気、騒音を放つ物及び場内を汚染・汚損する恐れのある物を持ち込んではならない。
- 第10条 乙は、車両の出し入れに際し、空吹き等の迷惑行為を避け、静粛に行動しなければならない。又、乙使用区画内から契約車両を越境させ駐車する等の行為をし、他の契約者、周辺住民に迷惑を与えてはならない。
- 第11条 乙または、その関係者が故意又は過失により本駐車場及びその付帯設備、他の車両及びその積載物又は、周辺の第三者の建物及びその付帯物並びに所有物に対し、損傷、火災その他の損害を与えた際、乙は実費にてこれを賠償する責任を負う。甲は、一切その責任を負わない。
- 第12条 乙は、甲から明け渡し請求を受けた際、契約期間満了前であっても、請求後ヶ月以内に、速やかに駐車場を明け渡さなければならない。その際、乙は甲に対し、還車料その他如何なる請求もしてはならない。
- 第13条 乙は、甲に対し、本契約解約を請求する際、1ヶ月以上前に予告し解約の申請をしなければならない。本契約期間満了前の解約は上記保証金を放棄するものとする。又、解約時の契約終了期日は月単位で行うものとする。
- 第14条 乙が本契約内容に違反した際、甲は催告その他何等の手續きを要せず、直ちに契約、解除することができる。
- 第15条 本契約が解約、解除その他の事由により終了した際、乙は直ちに、本駐車場内から車両を搬出し明け渡しをしなければならない。
- 第16条 乙が第15条の義務を履行しない際、乙は、本契約終了日の翌日から明け渡し完了する迄、毎月規定の賃料の倍額を損害金として甲に支払わなければならない。又、甲は理由の如何を問わず、乙の車両を搬出する事ができる。乙は、これに要した費用一切を甲に支払うものとする。
- 第17条 本契約に関する訴訟・調停は本契約所在地を管轄する裁判所で行うものとする。
以上、本契約成立の証として、本書を2通作成し甲乙署名捺印のうえ、各々1通を保管する。

※ 駐車場代金・保証金振込み先

三菱 UFJ 銀行 堺東支店 普通 店番 205 口座番号 [REDACTED]

但書 5条削除 隣接飲食店関係者(店主を含む)の車の駐車を硬く禁ずる。

〒590-0079 堺市堺区新町2-4

賃借主(乙)住所

小山電ビル2F-A1

氏名

村上 猛志

Tel

072-320-0103

賃貸主 (甲)住所

Tel

様式第13号 (第6条関係)

備品台帳

会派の名称・議員氏名 沢上 猛

購入年月日	品名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
令和5年 2月26日	パソコン ASUS UX325EA-K6998WS 0195553796002		¥120,000	¥60,000 (按分率 50%)	5年	令和10年 2月25日	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

様式第11号 (第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 瀧上 猛志

使途項目	事務・事務所費
整理番号	/
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
別紙のとおり	
按分率 (按分による支出の場合に使用)	
50%	60,000円 (按分率の根拠) 政務活動+後援会活動で按分率1/2とする
(その他)	事務所パソコン代。 明細添付。 ネットが価格比較し、購入しました。



ツカミタシさま

2023年5月3日 16:55
株式会社 三井住友銀行

照会口座 梅田 支店 残高別普通
入金合計 0円
出金合計 円

入出金明細

対象期間：2023年4月10日～2023年4月10日

日付	お取扱内容	お引き出し	お預け入れ	残高
2023年4月				
4月10日				
4月10日				
4月10日	デビットカード	284,672 円 -		

Web通帳(通帳不発行式)の口座です。

口座のご名義は、カタカナにて表示しております。21文字以上の場合、20文字まで表示しております。三井住友銀行

▲ ブラウザの印刷機能をご利用ください ▲

ご利用代金明細照会
確定

ご利用期間

お支払残高・口座・確定状況

淵上 猛志 様

2023年4月分のご利用明細（確定）を表示しております。

カード種類	一般
カード名称	JALカード
カード番号	[REDACTED]

照会月	2023年4月
-----	---------

明細作成日	2023年3月24日
-------	------------

お支払日	2023年4月10日
今のご請求合計額	284,672円
(1)今のご請求額	284,672円
(2)事前お支払額	0円
合計[(1)-(2)]	284,672円

■ ショッピングご利用分

利用日	利用者	利用内容	利用区分	新規利用額	今回請求額
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
2023/2/26	V5001	エディオングループ	1回払い	120,000	120,000

ショッピング請求確定分合計				284,672	284,672
---------------	--	--	--	---------	---------

EDON

エディオン

領収書兼お買上明細

■エディオンカード会員さま
商品の購入履歴・保証内容は
【エディオンネットショップ】
または【エディオンアプリ】の
マイページでご確認できます。

発行日 2023年02月28日(日) 10:50

店: 10508 堺店

電話 072-226-4733

レジ担当者:

販売担当者:

No. 10508-304-825803

POS: 304

取引種別: 持帰

パソコン

ASUS

UX325EA-KG888WS

0186553796002 1 ¥120,000

△計金額 ¥120,000

(10%対象 ¥120,000)

(10%対象消費税 ¥10,800)

カード領収額 ¥120,000

現金領収額 ¥0

支払方法

クレジットカード ¥120,000

三菱UFJニコス/マスターカー

ド

一括

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 瀧上 猛志

使 途 項 目	広 報 ・ 広 聴 費
整 理 番 号	2

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)

ご利用明細

三菱UFJ銀行 (50)

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
050413	0202131	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
00150005	0203	口座番号
*****		お取引金額
*****		¥80,000*
*****		*****
お取扱い できない場合	残高	***
09.53	税引手数料 ¥220*	おつり
三菱UFJ銀行 三鷹支店 普通 様		
フチカ"ミタケシヲソタ"テルカイ フチカ"ミ ケシ様		

お振入先・お受取人
ご依頼人

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

50 % 40,000 円 (按分率の根拠) 政務活動+後援会活動に按分率1/2とする

(その他)

INSTMAP・相関図追加・修正費。原本添付。

請求書

整理番号 2

ふちがみ猛志を育てる会 御中

日付: 2023年03月27日

いつもありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求書番号: 493

合計金額 80,000 円

〒

電話:

Mail:

詳細	数量	単価	金額
イラストMAP、相関図 追加・修正費	1	80,000	80,000

振込先 三菱UFJ銀行 三鷹支店

小計

72,728円

消費税

7,272円

合計金額

80,000円

備考欄

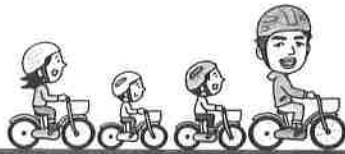
ふちがみ

猛志 たけし

議会に現場に あなたのもとに



堺区・無所属
連合大阪推薦



プロフィール

4年間の成果はこちらから

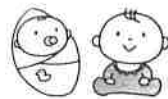
- 1977年堺区生まれ、45才
- 錦小学校・殿馬場中学校・三国丘高校・神戸大学法学部
- 保護司 ● 2015年より堺市議会議員 ● 妻、子ども3人

ふちがみ猛志の 成果 と 今後 人生相関図

成果 医療的ケア児が受け入れられやすく



医療的ケア児を受け入れる保育所等に、支援する看護師の件費を補助。受け入れ先が多くない中、改善の一手に。



乳幼児

今後 虐待から子どもを守る!

子ども相談所の増員の他、警察、保育所等との連携を強化。一時保護の受け入れ先として里親の普及も促進。



成果 不登校の子の居場所を拡充



不登校の子を支援する教育支援教室。市内4カ所目を設置。今後は民間フリースクールとの連携強化を目指す。



小学生

今後 マイスタディの復活

地域の協力で10年続いた、勉強が苦手な子のための補習授業「マイスタディ」。永藤市長が廃止したが、復活が必要!



成果 多子家庭の保育料無償化



永藤市長が止めた第二子0~2歳の無償化だったが、「財政危機じゃない! 実施を!」の訴えが実り、ようやく実現。



子育て世帯

今後 堺消防署跡地に堺区図書館を

子育て支援にも資する図書館を、堺区のだ真ん中に。広い子どもコーナー、子育て相談窓口、自習室等のスペースも。



成果 歯科口腔保健推進条例を制定



歯は健康の入口。健康寿命に延伸に向け、口腔保健の取り組みを強化・恒久化すべく、超党派で取り組んで条例化。



中高年

今後 病気の早期発見・早期治療

現在の期間限定の無料のがん検診を恒久化。検診可能な種別もさらに拡充。健康寿命の延伸は予防医療から。



成果 おでかけ応援バスを守った!



市長の公約違反のおでかけ応援バス削減案を、維新以外の会派が団結して阻止。その論陣の先頭に立ち続けた。



28

今後 中途難聴者の補聴器購入支援

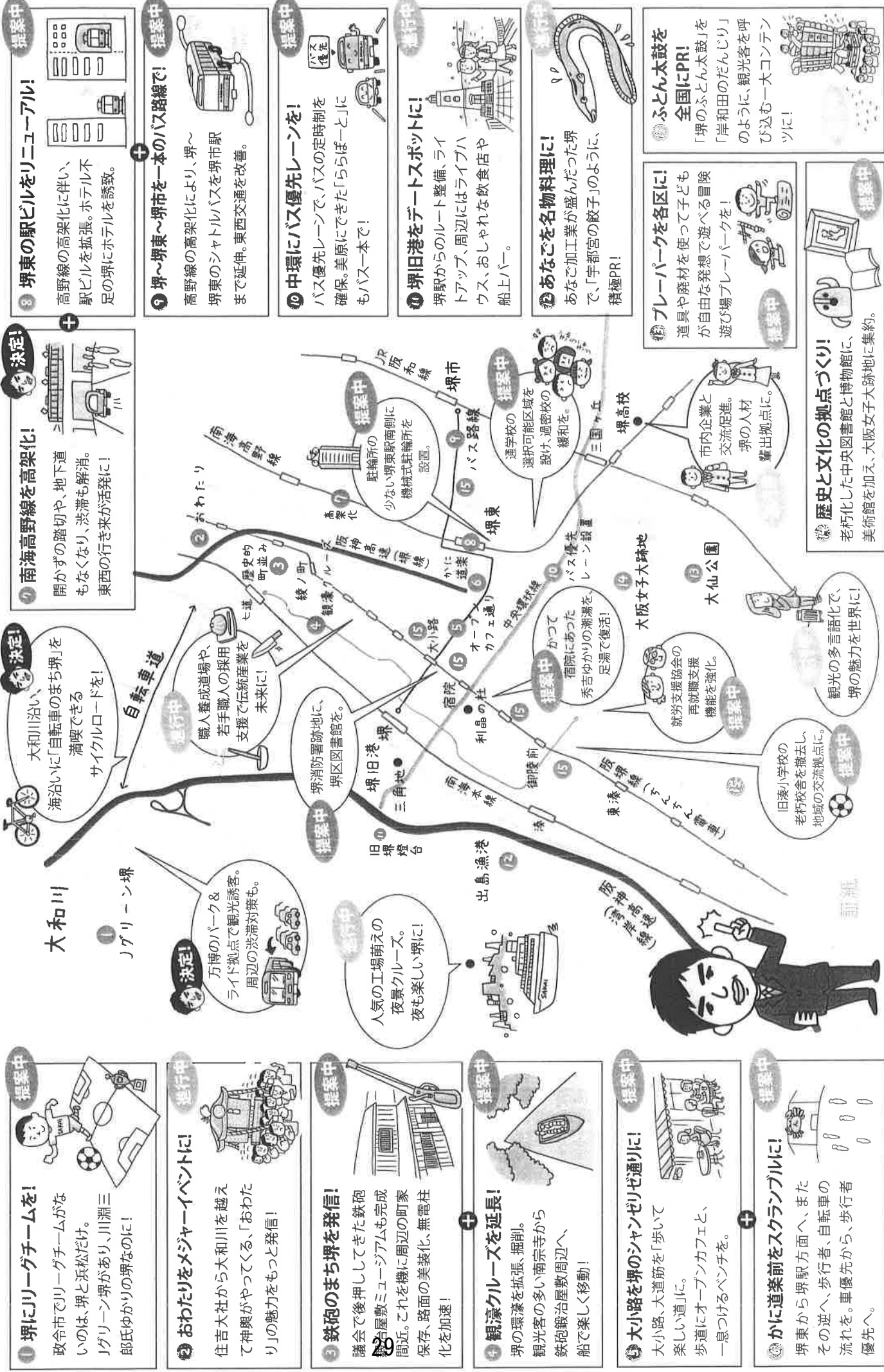
高齢者の社会参画を鈍らせ、認知症のリスクを高める難聴。大阪府でいち早い購入支援の実現を目指す!



ふちがみ猛志の堺区未来構想図

2023.3
改訂版

が思い描く、堺区の未来。議会で取り組んできたこと、これから取り組むことを、イラストマップにしました！



提案中

8 堺東の駅ビルをリニューアル!

高野線の高架化に伴い、駅ビルを拡張。ホテル不足の堺にホテルを誘致。

決定!

7 南海高野線を高架化!

開かずの踏切や、地下道もなくなり、渋滞も解消。東西の行き来が活発に!

決定!

6 大和川沿い、海沿いに「自転車道のまち堺」を満喫できるサイクルロードを!

大和川沿い、海沿いに「自転車道のまち堺」を満喫できるサイクルロードを!

提案中

1 堺にリーグゲームを!

政令市でリーグゲームがないのは、堺と浜松だけ。リーグゲームがあり、川淵三郎氏ゆかりの堺なのに!

提案中

9 堺〜堺東〜堺市を一本のバス路線で!

高野線の高架化により、堺〜堺東のシャトルバスを堺市駅まで延伸。東西交通を改善。

進行中

4 おわたりをメジャーイベントに!

住吉大社から大和川を越えて神輿がやってくる、「おわたり」の魅力をもっと発信!

決定!

5 万博のパーク&ライド拠点で観光誘客。周辺の渋滞対策も。

万博のパーク&ライド拠点で観光誘客。周辺の渋滞対策も。

進行中

2 人気工場萌えの夜景クルーズ。夜も楽しい堺に!

人気の工場萌えの夜景クルーズ。夜も楽しい堺に!

提案中

10 中環にバス優先レーンを!

バス優先レーンで、バスの定時制を確保。美原にできた「ららぽーと」にもバス一本で!

進行中

3 鉄砲のまち堺を発信!

議会で後押ししてきた鉄砲製造屋敷ミュージアムも完成間近。これを機に周辺の町家保存、路面の美化、無電柱化を加速!

進行中

11 観瀑クルーズを延長!

堺の環濠を拡張、掘削。観光客の多い南宗寺から鉄砲鍛冶屋敷周辺へ、船で楽しく移動!

提案中

12 大小路を堺のジャンゼンゼ通りに!

大小路、大道筋を「歩いて楽しい道」に。歩道にオープンカフェと、一息つけるベンチを。

進行中

14 堺旧港をデートスポットに!

堺駅からのルート整備、ライオトアップ、周辺にはライブハウス、おしゃれな飲食店や船上バー。

提案中

13 かに道楽前をスクランブルに!

堺東から堺駅方面へ、またその逆へ、歩行者、自転車の流れを。車優先から、歩行者優先へ。

提案中

15 駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

提案中

14 駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

進行中

12 あなごを名物料理に!

あなご加工業が盛んだった堺で、「宇都宮の餃子」のように、積極PR!

提案中

15 駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

提案中

14 駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

提案中

15 駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

全国にPR!

「堺のふとん太鼓」を「岸和田のだんじり」のように、観光客を呼び込む一大コンテンツに!

提案中

15 駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

提案中

14 駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

提案中

15 駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

提案中

15 駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

提案中

14 駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

提案中

15 駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

提案中

15 駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

駅前地区の再開発を推進し、利便性を高める。

歴史と文化の拠点づくり!

老朽化した中央図書館と博物館に、美術館を加え、大阪女子大跡地に集約。

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 洲上 猛志

使途項目	広 報 ・ 広 聴 費
整理番号	3
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご利用いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
	0504130202131	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
00140005	0205	
		お取引金額
*****		¥78,650*

お取扱い できない場合	残高	
		* * *
09.52	税込手数料	220*
おつり		

三菱UFJ銀行
天満支店
普通 [REDACTED]
トクヒ)カンサイシゴトツ)クリセンター様

フチカ)ミタケシヲソタ)テルカイ フチカ)ミ タ
ケシ様

お振込先、お受取人
ご依頼人

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80 % 62,920 円 (按分率の根拠)

紙面の80%以上を議会報告に使用。

(その他)

議会活動報告32号配布代。原紙・見積書・請求書・配布依頼兼配布報告書添付。

整理番号 3

御請求書

2023年 3月 15日

No. _____

ふちがみ猛志事務所 御中

下記の通り御請求申し上げます

件名 堺区ポスティング

関西仕事づくりセンター

理事長 小澤 福子

〒546-0033

大阪市東住吉区南田辺 5-1-14

TEL [Redacted]

FAX 06-6615-0968



御請求金額 **¥78,650 -**



単位:円

項目	品 目 名	数 量	単 価	金 額
1	14300枚 ふちがみ猛志議会報告			
	2023年春(Vol32)	14300	5	71,500
	上記消費税 10%	1	7,150	7,150
	小 計			78,650
	消 費 税 (非)			0
	合 計 金 額			78,650

振込先: 三菱東京UFJ 天満支店 普通 [Redacted]

仕事づくりセンター様 配布依頼兼配布報告書

配布物：ふちがみ猛志贈会報告2023春 (Vol132)

配布期限：2023年3月22日

地図	番号	町名	お渡し枚数	配布実数	備考
三宝	1	松屋大和川通1.2丁	110	103	[Redacted]
三宝	2	緑町1.2丁	346	280	
三宝	3	松屋町	276	278	
三宝	4	南島町	465	480	
三宝	7	三宝町4丁	230	231	
三宝	8	三宝町5.6丁	595	691	
三宝	12	山本町5丁	230	305	
三国丘	6	北三国ヶ丘町1-3丁	300	226	
三国丘	8	中三国ヶ丘町1-3	235	235	
三国丘	9B	中三国ヶ丘町4-6丁	300	325	
根	8B	向陵東町1丁1~4、2丁1、3丁	320	310	
英彰	1	宿院町西	630	595	
英彰	2	中之町西	766	784	
英彰	3	寺地町西	300	287	
英彰	8	大浜北町1.2丁	1,086	1050	
英彰	9	大浜北町3丁	502	585	
英彰	10	大浜中町1.2丁	380	406	
英彰	11	大浜中町3丁.大浜南町3丁	917	920	
英彰	12	大浜南町1.2丁	409	402	
英彰	13	出島浜通.出島海岸通1.2丁	654	650	
英彰	14	出島海岸通3.4丁	360	395	
少林寺	1	中之町東	350	350	
少林寺	3	少林寺町東	310	282	
少林寺	4	新在家町東	250	300	
少林寺	5	南旅籠町東.南半町東	600	618	
少林寺	6	南安井町1.永代町1.2. 扇町1.幸通1.2	460	472	
少林寺	7	八千代通1.2.文殊橋通1.2.京町通1.2.旭通1.2.神保通1.2.御殿通1-3	420	428	
大仙	4	旭ヶ丘北町	498	495	
大仙	6	旭ヶ丘南町	343	218	
大仙	7	緑ヶ丘北町1丁	583	483	
神石	2	石津町1.2丁.石津北町	582	600	
神石	3	石津町3.4丁	480	516	

Total 14,287

お渡し枚数	配布実数合計
14,300	14300

〒546-0033 大阪市東住吉区南田辺5-11-1
 特定非営利活動法人
 関西仕事づくりセンター
 TEL 06-6627-9470
 FAX 06-6615-9968





ふちがみ^{たけし}猛志議会活動報告32



『選挙の前だけ頑張る議員』にはならない。

私がいつも心に決めていることです。

選挙の前だけ駅に立ち始める議員。増える議員のチラシ。私もかつてはそれを冷やかに見ていた一人の市民でした。

普段は何をやっているの？あなたは必要なの？

市民から議員に向けられるそんな目に応えるためにも、「議会に現場にあなたのもとに」と、そんな想いで、全力で活動してきました。

議会の質問登壇回数、時間数は堺区ナンバーワン。皆様への活動報告チラシの発行数もナンバーワン。毎年全17校区での市政報告会※、SNS・動画での発信、市政と市民とをつなぐ活動を「常に」実行してきました。

「次の選挙のため」ではなく、それがあろうとなかろうと、進んでもらった以上は、議員の当然の責務としてやる。4年間ずっとやる。たゆまずやる。そんな私の議員活動も、2期8年を終えようとしています。

今回は、2期目の総決算のご報告です。

1977年生まれ、錦小・殿馬場中・三国丘高校・神戸大学法学部卒業
半導体商社、衆議院議員政策秘書、堺市長政務秘書を経て、2015年堺市議に。現在2期目。
弁護士としても活動5年。家族は妻、長女13才、長男11才、次男7才。

※P2、3年度は、コロナによりオンライン実施

ふちがみ猛志

検索

投票率アップで
政治がよくなる？

知ってください、期日前投票



政治への関心が高まれば、政治の質は上がる！
これは、私が実際に議員になっての実感です。
市民が無関心であれば、多くの議員が怠けてしまおうでしょうし、関心が高まれば、逆に緊張感を持って活動するはずですよ。

関心を示す数字の一つが投票率です。また、一度投票をしてみることで、投票した候補者の活動に、少しは目が向くことでしょう。堺市議会議員選挙の投票率は、長らく50%未満で推移しており、せめて半分以上の方に投票所へ足をお運び頂きたいと思っております。

「投票に行く暇がない？」
ならば、ぜひ期日前投票を知ってください！
ずいぶん便利になっているんですよ！

【期日前投票の予定】

※今春に行われる堺市議会、大阪府議会議員選挙における堺区の予定です

- 場所** 堺市役所 本館 3階
- 期間** 4月1日(土)～4月8日(土)
- 時間** 午前8時30分～午後8時
(4月5日以降は午後9時まで)

投票日
4月9日(日)は
お近くの
投票所へ



- ✓ 手ぶらでOKです
(入場整理券があった方が手続きはスムーズです)
- ✓ 土日祝でもできます
- ✓ 夜まで開いています
- ✓ (たいてい) 数分で終わります



2期目も
残りわずか！



ふちがみ猛志の2期

子育て・教育編

■第二子0～2才の保育料無償化

「財政危機だ」との誤った認識のもと、永藤市長が止めた第二子0～2才の保育料無償化。「危機ではない、子育て支援は重要」と訴え続け、2年遅れではあるが、ようやく実現。

■不登校の子の居場所をもっと

不登校の子を支援し、その居場所となる教育支援教室は堺区と美原区の2か所と、南区の出張教室だけ。全区配置を目指し、まずは中区にも出張教室を設置。すべての子に適切な支援と居場所を。



老朽化した三国丘幼稚園



三国丘幼稚園→

未利用市有地→

隣接する未利用市有地を活用すれば、国舎建て替え工事も安全・安価・短期間に

■公立幼稚園を守り・活かす

全廃の方針だった公立幼稚園の4園存続が決定。幼児教育の研究実践の場、要配慮児の受け皿として活かすための付帯決議の可決に向け議論をリード。三国丘幼稚園の老朽園舎建て替えも提案中。

■施設退所者にも支援

親と暮らせず児童養護施設に入った子が、18才で退所・独り立ちを迫られる。親の支援もなく、貧困・孤独・虐待が連鎖するリスクも。支援を求め、フードパントリー事業の対象に（スーパー等から寄付された食料品を市が仲介して提供）。

今後

少子化・人口減少は我が国の最大の危機。一人ひとりの育ちと学びを支えることは、未来への投資！全世代の安心にも。



■マイスタディの復活

勉強が苦手な子のために、地域の方々の力を借りて行う放課後補習。永藤市長はわずかな予算を浮かせたため、突然打ち切り。その後、学力低下がデータでもはっきり。復活が絶対に必要！

■子どもの権利条例の制定

堺市の業務で子どもの権利が守られていないケースがあることを、昨年秋に指摘。改善が図られつつあるが、根本的には子どもの権利を規定した条例がないことが原因であり、堺には必要！

健康・まちづくり

■おでかけ応援バスを守

目先の予算を浮かすため、市長が公称おでかけ応援バス削減提案。それに対し、健康増進・まちの活性化など、中長期的リットを主張。維新以外の反対で、見

■歯科口腔保健推進条例

歯は健康の入口。歯周病や虫歯は、構関わり、健康寿命にも悪影響。口腔保みを強化・恒久化し、市民への啓発が超党派で取り組んで条例化。



■自治

コロナ禍早期再開等の購入50万円の



■ペ

「ペットいる」。上げ、生が回収し火葬が可

ふちがみも自治会の地域会館で度々市政報告会を実施。補助金で空気清浄機や、体温計等の設置が進んだ。

■障がい者の暮らしの場

重症心身障がい者の入所施設「ベルラ」で100人近い待機者が。地域のグループ不足し、他市に移らざるを得ない方も見すえ、障がい者の確かな暮らしの

■中途難聴者への補聴器購

中途難聴は、当事者の社会参画を鈍らるを誘発しやすい。補聴器購入の支援は流れを断ち切ることに繋がる。大阪早い購入補助の実現を目指す！



皆様へのご報告が、
通算240万枚を超えました！

ふちがみ猛志 議会活



1の活動の成果と今後の取り組み

くり編

成果

た！
又のおで
爺者の健
財政メ
ご阻止。

制定
な病気に
の取り組
を狙い、



公約破り(真逆!)だった削減案

活動に支援

一時ストップした自治会等の地域活動。目指し、空気清浄機、パーテーションへの補助制度を会派で要望。各校区補助制度が補正予算で実現。

はペットで火葬

二骸がゴミと同じ焼却炉で燃やされてながらの飼い主さんの声を議会で取り物としての尊厳ある火葬を要望。堺市二骸も、民間委託によるペットだけのこ。

今後

確保

」は満杯
ホーも
親亡き後
を!

補助

、認知症
そうした
内でいち

すべての人に健康と安心を。市民に一番身近な市町村の最大責務！健康寿命の延伸こそが、このまちを元気にする源！



行政チェック編

成果

■外郭団体の不祥事追及

市の外郭団体が管理する施設で、勤務中の職員による喫煙・飲酒・パーティー、タイムカードの不正打刻が。内部告発を受けて調査し、発覚。議会で追及し、テレビ報道も。



追及の後、謝罪会見へ

■ザビエル公園の広場を守った!

ザビエル公園の一部を商業施設にする計画に対し、広場が駐車場にされてしまう可能性を指摘。「まずは利用者の声を」と求め、計画は振り出しに。利用者ありきではなく、ビジネスありきで公園を捉える当局の姿勢に喝。



イベントにも使える貴重な広場



人工島・夢洲のカジノ計画には、過大な公金負担や軟弱地盤など問題が多い

■カジノは「慎重に」の意見書

国が審査中の大阪カジノ(R.5.2時点)。大阪全体への悪影響が心配される中、国に対して「厳正かつ慎重な審査を求める」意見書を、維新も含む全会一致で可決。文案起草と合意形成で奮闘。

■市長の教育現場介入にクギ

「市長の指示は絶対だ」。学校の授業の内容にまで指示できると主張する維新議員。関係法令を一つひとつ答弁させた上、最後は市長に「指示はできない」と認めさせ、不当な現場介入を阻止。

今後

■大小路交差点の環状化を阻止

大渋滞必至の大小路交差点の環状化計画。市長の思いつきとも思える無茶苦茶な計画は、地元議員として絶対に阻止します。まちは市長のおもちゃじゃない!



動画解説

■入札の不正防止にランダム係数

堺市で情報漏えいが疑われる事例が多発。入札後に最低制限価格を機械が無作為に変動させるランダム係数の導入で、漏えいが防止できる(する意味がなくなる)。公正な入札制度のために導入を!

議会の最大の役割は行政の監視。多様な視点で厳しくチェック。ほうっておいたらとんでもないことに! なんてことにはさせない!



なお、紙面の都合上、4年間の取り組みをここで全て紹介するのは難しく、主だったものを抜粋しました。もっとお知りになりたい方は、ぜひチラシ、ホームページ、YouTube等をご覧頂くか、市政報告会においでください。

活動報告 vol.1~32

バックナンバーはホームページでダウンロードできます。紙でご希望の方はお届けしますので、ご連絡ください。TEL072-320-0103 takeshi@fuchigami.info

HP
YouTube
Twitter



議会に現場に あなたのもとに



議会に

議員にとって一番大事な場が「議会」。そして質疑は行政を動かす最大のチャンスであり、皆様から頂いた大事な権利であり、義務。政策実現のため、誰にも負けない質と量で全力



投球。ぜひ傍聴にもおいでください！



あなたのもとに

ご相談があれば、あなたのもとに駆け付ける。身近な存在として、駅や街頭など、あなたのもとに現れる。活動の結果・経過は、全校区の地域会館でのタウンミーティングや、年4回全戸配布のチラシなど、あなたのもとに報告に上がる。「選挙の前」だけでなく、任期の4年間、定期的に、たゆまず続けてきた姿勢です。



現場に

現場第一主義。百聞は一見に如かず。地域の課題を肌で感じる事が、解決への第一歩であり、いい議会質疑の条件。堺市中をくまなく歩き、先進事例を学びに、全国にも積極的に出かける。フットワークの軽さでは負けません。



そして
テレビにも...

今期は2度、質疑の様子をテレビで取り上げてもらいました。注目してもらえるのは有難いことです。



定期最終盤！



ふちがみから 皆様へのお願い

ご協力いただけるものがあれば
ぜひご連絡ください。

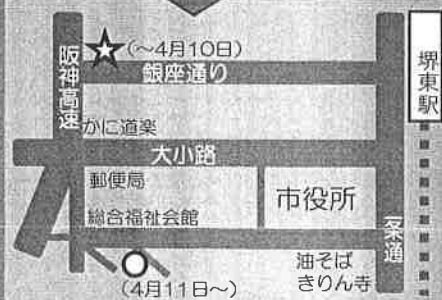
- ✓ お知り合いの紹介
議会活動報告を送らせてもらいます。
- ✓ ポスターの掲示
ご自宅、お店、駐車場等にぜひ！

- ✓ SNSの拡散・口コミ
ふちがみの情報を広げてください！
- ✓ 事務所や街頭活動のお手伝い
まずはお気軽にお立ち寄りください。



【ふちがみ猛志市政相談所】

- ★ (4月10日まではコチラ！)
堺区北瓦町1-1-21 おおはら堺東ビル
TEL : 072-260-9861
FAX : 072-260-9862
- (4月11日以降はコチラ！(従来の場所です))
堺区新町2-4 小山電ビル2F-A1
TEL & FAX : 072-320-0103
MAIL : takeshi@fuchigami.info (共通)



ご意見をお寄せください！

FAX: 072-320-0103
Mail: takeshi@fuchigami.info

議員の仕事は、市民の声を市政に届けること。まずは「聞くこと」です。皆様のご意見、ご不満、お困りごと、何でもお聞かせください。政策立案に活用させて頂きます。上記のLINEからでも承っております。

フッチーのつぶやき (編集後記)

PTA活動で小学校に絵本の読み聞かせに行ったら、息子のクラスメイトが私をみつめて、「あ！ふちがみだけのお父さんや！」と。いやいや、「たけし」は私です(汗)。まちなかのポスターの影響でしょうか、「たけし」の名前が浸透しているのならば、悪い気はしませんかね。




お名前： TEL：

住所： 37

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 瀧上 猛志

使 途 項 目	広 報 ・ 広 聴 費
整 理 番 号	4
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
 パークンパーク 100 松屋大和川通 市政相談 領 収 証 精算機 #01 A 精算No.000124 車室番号 (自動車) 1 入庫時刻 2023年 4月14日(金) 15:37 精算時刻 2023年 4月14日(金) 16:31 駐車料金 A料金 200円 ===== 合 計 200円 現金領収金額 200円 現金入金額 1,000円 釣 銭 800円 またのご利用をお待ちしております。	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
100 %	200 円 (按分率の根拠)
(その他)	駐車代 (市政相談)

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 渕上 猛志

使 途 項 目	事 務 ・ 事 務 所 費
整 理 番 号	5

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
050414	0202262	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
00610005	0205	
お取引金額		
*****		¥56,700*

お取扱い できない場合	残高	
		* * *
時間	税込手数料	おつり
0.20		

お振込先・お受取人 三菱UFJ銀行
堺東支店
普通
フチカ「ミタケシヲサ」テルカイ フチカ「ミタケシ」様

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

50% 28,350 円 (按分率の根拠)

政務活動+後援会活動で按分率 1/2 とする。

(その他)

事務所駐車場代 (4~6月分) 駐車場賃貸借契約書添付

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 洲上 猛志

使 途 項 目	事 務 ・ 事 務 所 費
整 理 番 号	6

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)

領 収 証			№ 04563
不才がみ猛志を記し会 殿			
金 額	¥ 148500	千	円
但シ 家賃 4月~6月分 @ 49,500 上記金額正に領収致しました R5 年 4 月 14 日			
株式会社 山崎電気商会		係 員	
本店 山崎電気商会 2 番 4 号 TEL 0722-23-0025 内 FAX 0722-23-0051		[Redacted Signature]	

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

50% 74,250 円 (按分率の根拠)
政務活動+後援会活動で按分率 1/2 とする。

(その他)

事務所家賃 (4~6月分) 事務所使用状況報告書、事務所契約書 添付。

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 淵上 猛志

使 途 項 目	人 件 費
整 理 番 号	7
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">領 収 証</p> <p style="text-align: center;">ふちがみ猛志を育てる会 様</p> <hr/> <p style="text-align: center;">金 <u>209,595</u> 円也</p> <p style="text-align: center;">但 令和5年3月給与 (うち交通費14,400円(600円×24日))</p> <p style="text-align: center;">令和5年4月14日 上記正に領収いたしました</p> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-left: auto; margin-right: 0;"></div> </div>	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
<p>25% 52,398 円 (按分率の根拠)</p> <p>政務活動費+後援会活動で按分率 とする。</p>	
(その他)	
事務員給与	3 月分 出勤簿添付。

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 瀧上 猛志

使 途 項 目	人 件 費
整 理 番 号	8
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">領 収 証</p> <p style="text-align: center;">ふちがみ猛志を育てる会 様</p> <hr/> <p style="text-align: center;">金 189,315 円也</p> <p style="text-align: center;">但 令和5年3月給与 (うち交通費 (0.500円 (420円 × 25日))</p> <p style="text-align: center;">令和5年 4月14日 上記正に領収いたしました</p> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> </div>	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
25% 47,328円 (按分率の根拠) 政務活動費+後援会活動で按分率 とする。	
(その他)	事務員給与 XXXXXXXXXX 3 月分 出勤簿添付。

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 瀧上 猛志

使 途 項 目	広 報 ・ 広 聴 費
整 理 番 号	9
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	



按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
25%	2,044 円 (按分率の根拠)
	政務活動 (1/4) + 後援会活動 (3/4) で按分率 25%とする。

(その他)
 ガソリン代。
 宛名：瀧上 猛志

様式第11号 (第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 湧上 猛志

使途項目	事務・事務所費
整理番号	10

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)

ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料の詳細は弊社ホームページをご確認ください。

ご請求年月 2023年 3月分 ご請求金額 6,508円

内 訳	金額 (円)
<当月ご請求料金>	
◇○○光ネットホームタイプ	4,714
◇○○光電話	1,464
◇各種発行手数料	330
合 計	6,508

詳しくは、弊社のマイページをご覧ください。
 契約の解除後に回線の回復を行った場合、1契約ごとに3,300円(税抜価格3,000円)の解除回復事務手数料を申し受けることがあります。
 支払期日を超過してもなおお支払いがない場合には、サービスのご利用が出来なくなることがあります。また、年14.5%の延滞利息が加算されることもあります。

振込金(兼手数料)受領書(お客さま控)

ご依頼人
 湧上 猛志 様
 お客さま番号
 [REDACTED]

請求年月
 2023年 3月分

受取人
 株式会社オペページ

お支払期限日
 2023年 4月 26日

領収金額
 6,508円

(内消費税等) 591円

上記の金額を受領いたしました。
 ※金額の訂正したものは、領収書の印の無いものは無効です。
 振込手数料はお客さまのご負担となります。
 お客さま控及びレシートは払込の証拠となる為、受領後、大切に保管してください。



CVS取扱店舗→お客さま控
 代行会社 SMBCファイナンスサービス(株)

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

50% 3,254 円 (按分率の根拠)

政務活動+後援会活動で按分率1/2とする。

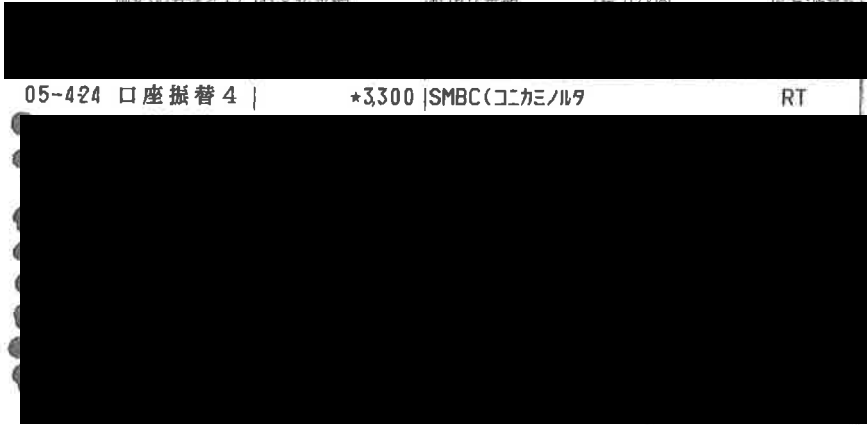

(その他)

事務所 ネット通信費

様式第11号 (第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 瀬上 猛志

使 途 項 目	事 務 ・ 事 務 所 費
整 理 番 号	//
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
 <p>Barcode:  預金 9</p> <p>05-424 口座振替 4 *3,300 SMBC(コニカミノルタ) RT</p>	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
50% 1,650 円 (按分率の根拠) 政務活動+後援会活動で按分率 1/2 とする	
(その他) 事務所コピー機コピー代	

請求先コード XXXXXXXXXX 請求書番号 D220308740T



口座お引落のお知らせ

郵便番号 590-0079
 住所 堺市 新町 2-4
 小山電ビル2F A1

ご請求先名 ふちがみ猛志を育てる会

様

拝啓、毎度格別のお引立てを頂き、厚くお礼申しあげます。23年04月のお引落金額のご案内を致しませぬ。お取扱い口座をご確認の上、お引落日の前日迄にお引落金額をご準備下さいませ。お引落は収納代行会社が行いますので通帳等へのご案内は下記となります。SMB C(ユニカミナルタ)「前、このお引落金額の領収書は省略させていただきますので、ご了承下さい。」 敬具

お取扱口座

金融機関名	三菱UFJ銀行	堺東支店
種目	普通預金	口座 No. XXXXXXXXXX
口座名義人	フチガミマサシゲ・マサシゲ	
お引落金額	(A+B) 3,300円	お引落日 23年04月24日



お問い合わせ先
 業務統括部
 URL info-kmbj.jp


ユニカミナルタ株式会社
 ページ 1

月日	伝票番号	商品コード	商品名	数量	単価	金額	営業所	備考
0317	3058812567	9960000991	Hizub C284 チャージ料金 最低保証料金 機種 C284E 今回 780 前回 780 使用 0 フルカラーコピー 今回 5 前回 5 使用 0 モノカラー 今回 118,277 前回 118,276 使用 1 グミック 1枚 ~9,999,999 枚迄 請求枚数 今回 4,158 前回 4,158 使用 0 フルカラープリント 消費税等 (10%)	1	3,000.00	3,000	E06	◇50194245 A5C2001109088 02/18~03/17 02/18~03/17 02/18~03/17
計			①お買上額	3,000	②消費税等 (A)	0	=①+② 3,300	
合			当月繰越額	0	前月繰越額	3,300	3,300	

お知らせ 請求関連のお問い合わせにつきましては右記URLから「お問い合わせ」よりお問い合わせをお願いします。
 (前月繰越額)が表示されている場合は、前月のお引落ができませんので今回のご請求で再度お引落させていただきます。
 (前月繰越額)には消費税等が含まれます。
 商品名の先頭に ※軽※ は軽減税率対象品目

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 湧上 猛志

<p>使 途 項 目</p>	<p>広 報 ・ 広 聴 費</p>
<p>整 理 番 号</p>	<p>12</p>
<p>領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)</p>	
<div style="text-align: center;">  <p>市民相談 100</p> <p>駐車券</p> <p>タイムズ24株式会社 さかい利晶の杜駐車場 0120-70-8924 店舗ご利用の方は駐車券を 店内へお持ちください</p> <p>23-04-24 09:19</p> <p>精算04-24 10:05 駐車時間 46分 駐車料金 200円 割引 0円 領収書 前払 0円 現金 200円 釣銭 0円 NO. 41353C</p> </div>	
<p>按 分 率 (按分による支出の場合に使用)</p>	
<p>100 % 200 円 (按分率の根拠)</p>	
<p>(その他)</p> <p>駐車代 (市民相談)</p>	

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 湊上 猛志

使途項目	広報・広聴費
整理番号	13

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)

市民相談 100
 駐車券 ↑ (人相)



タイムズ西友上野芝店
 提携施設ご利用の方は
 本券をお持ち下さい。

23-04-27 09:50

精算04-27 12:16
 駐車時間 2時間26分
 駐車料金 500円
 割引 0円

金額又書
 前払 0円
 現金 500円
 約 500円
 #1-255009

按分率 (按分による支出の場合に使用)

100% 500円 (按分率の根拠)

(その他)

駐車代 (市民相談)

様式第11号 (第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 湖上 猛志

使途項目 事務・事務所費

整理番号 14

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)

4月分 A1			
電気使用料金請求書兼領収書			
ふちがみ猛志事務所 御中			
種別	電 灯		
前月検針	49	本月検針	163
差引使用料	114		kw
基本料金	370		円
合計	4,104		円
種別	動 力		
前月検針	41070	本月検針	41070
基本料金	1,750		円
使用料	0	0	円
請求額	¥6,224		円
株式会社 小田電気商会 代表取締役 津田 紘隆		領収印 領収 5-4.30 小田電気	

按分率 (按分による支出の場合に使用)

50% 3,112 円 (按分率の根拠)
政務活動+後援会活動で按分率 1/2 とする

(その他)

事務所電気代 (4月分)